どうかについての検査を第七条の十の二の規定により定める施設定期検査を受けるべき時期ごとに行わなければならない。

（初期消火活動のための体制の整備）

第十二条の三　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）のための体制の整備に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一～五　［略］

（重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第十二条の四　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において、重大事故等が発生した場合における再処理施設（法第五十条の五第二項の認可を受けたものであつて、廃止措置対象施設内に使用済燃料、核燃料物質及び特定廃液が存在しないものを除く。以下この条及び次条において同じ。）の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一～七　［略］

（再処理設備の操作）

第十三条　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号に掲げる再処理設備の操作に関する措置を採らなければならない。

一　使用済燃料の再処理（法第五十条の五第二項の認可を受けた場合にあつては、再処理設備の操作）は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二～八　［略］

の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された再処理施設の性能が維持されているかどうかについての検査を一年ごとに行わなければならない。

（初期消火活動のための体制の整備）

第十二条の三　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）のための体制の整備に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第五十条の五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一～五　［略］

（重大事故等発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備）

第十二条の四　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所において、重大事故等が発生した場合における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一～七　［略］

（再処理設備の操作）

第十三条　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号に掲げる再処理設備の操作に関する措置を採らなければならない。ただし、法第五十条の五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一　使用済燃料の再処理は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二～八　［略］

（工場又は事業所内の運搬）

第十四条　［略］

一～九　［略］

十　運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

2～4　［略］

（貯蔵）

第十五条　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号に掲げる核燃料物質の貯蔵に関する措置を採らなければならない。

一～六　［略］

（保安規定）

第十七条　［略］

一～二十六　［略］

2　［略］

一～七　［略］

八　再処理設備本体（回収可能核燃料物質（使用済燃料及び核燃料物質（再処理設備本体を通常の方法により操作した後に回収されることなく滞留することとなる使用済燃料及び核燃料物質を除く。）をいう。以下同じ。）を再処理設備本体から取

（工場又は事業所内の運搬）

第十四条　［略］

一～九　［略］

十　運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

2～4　［略］

（貯蔵）

第十五条　法第四十八条第一項の規定により、再処理事業者は、次の各号に掲げる核燃料物質の貯蔵に関する措置を採らなければならない。ただし、法第五十条の五第二項の認可を受け、廃止措置対象施設に使用済燃料が存在しない場合、廃止措置対象施設内に存在している核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがない場合及び再処理設備本体を通常の方法により操作した後に使用済燃料又は核燃料物質が回収されることなく滞留している場合は、この限りでない。

一～六　［略］

（保安規定）

第十七条　［略］

一～二十六　［略］

2　［略］

一～七　［略］

八　再処理設備本体の操作停止に関する恒久的な措置に関すること（廃止措置対象施設内に使用済燃料が存在しない場合、廃止措置対象施設内に存在している核燃料物質が臨界に達し、又は達するおそれがない場合及び再処理設備本体を通常の